



座間市幼児教育・保育無償化の御案内



このパンフレットは、認可外保育施設、病児・病後児保育、一時預かり事業、ファミリーサポート事業及びベビーシッターで、自治体に届出を出している施設（以下、「認可外保育施設等」）を利用している方へ、幼児教育・保育無償化（以下、「無償化」）に関する手続や必要な書類などについて記載しています。

無償化の対象となるためには、事前に申請書の提出が必要です。よくお読みになり、手続をお願いします。

1 はじめに

無償化の対象になるためには、利用開始前に居住する市町村に対して手続きが必要です。また、保育の必要性がある世帯が対象となりますので、それを証明する書類の添付が必要となります。

※書類を受領した月の1日時点で要件を満たしている場合は、受領した月から認定となります。

2 無償化の対象者について

次の項目の全てを満たす方が無償化の対象になります。

- ① 保育所等(※)に在籍していない
- ② 共働き世帯の子どもなど、保育の必要性がある世帯
- ③ 3歳児クラス以上の子ども、又は0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

※ 保育所等：認可保育所、地域型保育事業、一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園、企業主導型保育事業

3 保育の必要性について

全ての保護者が、次のいずれかに該当する場合は、保育の必要性がある世帯として認定します。

	保護者の状況	認定される期間
1	自宅内外で月64時間以上働いているとき	退職等まで 又は 就学まで
2	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前6週から産後8週までを含む月
3	病気、負傷、障害等のため保育が困難なとき	医師の診断書等で判断できる期間
4	親族の介護や看護をしているとき	医師の診断書等で判断できる期間
5	震災、火災などの復旧に当たっているとき	復旧状況により必要と判断できる期間
6	仕事を探しているとき	3か月間
7	大学や職業訓練校などに通っているとき	卒業等までの期間

4 無償化の金額について

複数の認可外保育施設等を利用する場合は、全ての利用料を合算し以下の金額が無償化の対象となります。

	3歳～5歳児クラス	0歳～2歳児クラス 非課税世帯
1か月あたりの無償化の金額	40,300 円（上限）	45,700円（上限）

5 無償化の手続について

無償化の対象になるためには、保護者が居住する市町村に以下の書類により申請し、無償化の認定を受ける必要があります。書類に不足がある場合は、認定ができないことがありますので、御注意ください。

① 全ての方が提出する書類

1	子育てのための施設等利用給付認定申請書
---	---------------------

② 世帯状況により①の書類に加えて提出する書類(下記の状況に該当しない場合は、提出の必要はありません。)

	状況	提出書類
1	ひとり親家庭の場合 ※いずれかの書類を提出	・児童扶養手当証書の写し ・ひとり親家庭等医療費助成事業医療証(マル親医療証)の写し ・全部事項証明書(戸籍謄本) ・裁判所より発行される離婚調停中の証明書 ・離婚協議中である旨が分かる弁護士等による証明
2	認可保育所への入所申込みを申請していない方	認可保育所等利用申込みの不実施に係る理由書
以降は、0～2歳児クラスの申請者が対象となります。		
3	令和7年中又は令和8年中に 国外に居住していた場合	該当年の国内収入と国外収入を勤務先が証明した書類
4	令和8年(又は令和9年) 1月1日に座間市に住民登録 が無い方	・令和9年4月～8月に利用開始する場合 ……令和8年度市町村民税非課税証明書 ・令和9年9月～翌3月に利用開始する場合 ……令和9年度市町村民税非課税証明書
5	単身赴任中の方がいる場合	単身赴任をしている方の課税(非課税)証明書
6	生活保護世帯の場合	受給者証のコピー
7	里親等に委託されている世帯 の場合	措置委託通知書のコピー等



③ 保育の必要性を証明する書類

	要件		提出書類
1	就労	月64時間以上の就労	・就労証明書（自営業、農業、発注先不特定の内職の場合は、併せて営業許可証又は開業届の写し等）
2	妊娠・出産	産前6週から産後8週が属する月であり、出産の準備又は休養を要する期間	・母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日が記載されているページのもの
3	傷病・障害	負傷または病気、身体・精神に障がいがある場合	・保育の必要性とその期間の記載がある医師の診断書 ・障害者手帳の写し ※いずれかの書類を提出
4	親族の介護	長期にわたり傷病・障がいのある親族の介護をする場合	・医師の診断書又は障害者手帳の写し ・介護の状況やスケジュールを記したもの（任意書式）
5	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合	・罹災証明書
6	求職活動	要件を満たす就労をするための活動を行い、外出することが常態となっている場合	・期間限定誓約書
7	就学	学校教育法に基づく学校、専門学校、職業訓練校などに在学している場合	・学生証又は在学証明書 ・時間割等スケジュールを記したもの

6 利用費の請求について

認可外保育施設等から発行された領収書と提供証明書を添付し、所定の請求書と併せて座間市に請求手続を行ってください。請求書は、無償化の対象者に送付します。今年度は3か月ごと、年4回の手続期間を設けていますので、施設等から発行された領収書等は大切に保管してください。

利用費の請求期間は、利用月の翌月1日を起算日として、2年間です。2年を経過しますと、請求ができなくなりますので、御注意ください。

7 申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

転出や転職などにより、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに以下の書類を提出してください。

① 変更が生じた全ての方が提出する書類

1	子育てのための施設等利用給付変更・取消申請書
---	------------------------

② 状況により①の書類に加えて提出する書類

	状況	提出書類
1	市外への転出	—
3	世帯構成の変化（離婚、結婚、祖父母との同居等）	ひとり親家庭となった場合は、ひとり親を証明する書類（P.3参照）
4	保育を必要とする状況の変化	
	就労状況の変化（転職、勤務時間の変更等）	就労証明書
	離職後に求職活動を行う場合	期間限定誓約書
	入所後に保育の必要性が生じた場合	全ての保護者の保育の必要性を証明する書類
	保育の必要性が無くなった場合	—
5	その他、申請内容に変更が生じた場合	適宜お問合せください。

8 保育コンシェルジュ相談

0歳児から就学前の子育てに関する相談や預け先に関する相談等、保護者の意向をお聞きし、ニーズに合った保育サービスについて情報を提供しています。

相談を希望する方は、右記の二次元コードから御予約ができます。

相談希望日の前日午後5時までに御予約ください。

当日の御予約については、保育・幼稚園課（☎46-252-7202）へお問い合わせください。



9 FAQ

Q1: 一度無償化の認定を受ければ卒園まで有効ですか？

新2号・新3号は、保育の必要性の要件の確認のため、1年に1回以上、現況確認を行っていますので、必要な書類の提出をお願いします。また、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

Q2: 仕事を探しています。認可外保育施設等は無償化の対象になりますか？

求職活動として新2号・新3号の支給認定が可能です。3か月間、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。要件を満たす就労先に決定し、認定期間終了月の10日までに就労証明書を提出してください。年度内に求職活動で認定を受けた場合、就労等の要件を挟まずに再度、求職活動で認定することは出来ません。

ための施設等利用給付認定申請書

【申請にあたって同意いただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めること。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報等必要と認められる場合に、施設・事業者に提供すること。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があること。
4. 認定事務が集中し審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があること。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消す場合があること。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできないこと。
7. 親権者双方（複数の場合）合意の上、提出すること。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。

				申請日		● 年 ●● 月 ●● 日	
申請子ども	フリガナ	ザマ ヒマワリ	性別	主に利用 する 施設名			
	氏名	座間 向日葵	☐ 男				
	生年月日	●● 年 ●● 月 ●● 日	☐ 女	施設利用 開始日	年		
日中繋がりやすい連絡先 を記入してください 父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()							
保護者	フリガナ	ザマ タロウ	申請子どもとの続 柄	日中の連絡先(電話番号)			
	氏名	座間 太郎	父	父 母	090-※※※※-※※※※ 080-※※※※-※※※※		
現住所	〒 252 - 8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 ザマリンレジデンス 101						
令和8年1月1日 現在の住所	母親	☒ 現住所と同じ		父親	東京都千代田区※※ ※※※※※※ ☐ 現住所と同じ		
令和9年1月1日 現在の住所	母親	☒ 現住所と同じ		父親	☒ 現住所と同じ		

住民票上の世帯分離者や単身赴任等による別居者を含む、申請こどもの保護者、同居者を記入してください。

※個人番号は、令和8年（または令和9年）1月1日時点で座間市に住民票がない方のみ記入してください。

		フリガナ 氏名	続柄	生年月日		就労先または単身赴任先／ 在学・在園名および 令和9年4月1日時点の学年
(生計中心者の番号に○を付けてください)	1	ザマ タロウ 座間 太郎	父	個人番号	123456789000 ●● 年 ● 月 ● 日	(株)ざまりん商事
	2	ザマ リン 座間 凛	母	個人番号	●● 年 ● 月 ● 日	ざまりん銀行
	3	ザマ タイヨウ 座間 太陽	兄	個人番号	●● 年 ● 月 ● 日	ざまりん小学校 2年
	4	ザマ ヨシコ 座間 良子	祖母	個人番号	●● 年 ● 月 ● 日	無職
	5			個人番号	年 月 日	
	6			個人番号	年 月 日	
	7			個人番号	年 月 日	

注記 令和9年4月1日の状況を記入してください

裏面に保育を必要とする要件等をご記入ください

【 自由記入欄 】





【問合せ先】

座間市役所 保育・幼稚園課 認定給付係

住所：〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-7202

受付：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・休日、12月29日～1月3日を除く)